

3. 暮らしのこと

ひとり親家庭がうけられる生活支援はありますか。



一時的な生活援助や保育サービスが必要な場合の支援、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設、公営住宅での優先措置などがあります。気になるものがあればお問い合わせください！それでは、具体的にみていきましょう。

(1) ひとり親家庭等日常生活支援



ひとり親家庭および寡婦が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、または生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣します。

- **派遣事由** ・ 自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)
・ 社会的事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤出張および学校等の公的行事への参加等)
- **登録** 派遣対象家庭は、あらかじめ家庭生活支援員派遣対象家庭名簿に登録しておく必要があります。
- ◆ **受付窓口** ひとり親家庭サポートセンター TEL 0952-97-9767

(2) 子育て短期支援事業



保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行います。

- ◆ **問い合わせ先** 市役所、町役場

(3) 母子生活支援施設



18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。居室を提供するほか、母子支援員、少年指導員などがお母さんの生活相談に応じたり、子どもの学習指導などを行っています。

- ◆ **問い合わせ先** 県保健福祉事務所、市福祉事務所
P33 ①②、P35 ⑪へ

(4) 公営住宅の優先入居



県営住宅では、母子世帯および父子世帯に対し入居予備者募集の際、抽選番号を2個与える優先措置を講じております。お住まいの市町営住宅によっては、母子家庭向住宅を整備しているところもあります。

- ◆**問い合わせ先** *県 営 住 宅・・・株式会社マベック(佐賀・鳥栖・三養基地区)
川原建設株式会社(唐津・伊万里・武雄・鹿島地区)
*市町営住宅・・・市役所、町役場
P33 ②③、P36 ⑱へ

(5) 母子家庭等家計管理・生活支援講習会



ひとり親家庭および寡婦の生活の安定を図るために、家計管理講習会のほか、しつけ、育児、健康づくり、養育費の取得手続きなどの生活支援講習会を県内各地で開催しています。

- ◆**受講申し込み** ひとり親家庭サポートセンター TEL.0952-97-9767

(6) 高等職業訓練促進資金貸付金(住宅支援資金)



母子・父子自立支援プログラム(32ページの「母子・父子自立支援プログラム策定事業」をご覧ください。)の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む県内のひとり親に対し、住宅支援資金の貸付けを行います。

※貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現在就職している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き従事したときは、返還免除を受けることができます。

詳細は以下の問い合わせ先へお問い合わせください。

- ◆**問い合わせ先** 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 TEL.0952-23-5886

